

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議

上記の修正案を別紙のとおり、地方自治法第115条の3及び取手市議会会議規則第17条の規定により提出します。

令和6年12月13日

取手市議会議長 岩澤 信 殿

発議者 取手市議会議員 金澤 克 仁

〃 〃 山野井 隆

〃 〃 染谷 和 博

提案理由

奨学生の資格について、親権者等に滞納があった場合においても、滞納金の納付の意思が十分に認められる場合など情状を考慮すべきときには奨学生の資格を認めるよう、修正提案するものです。

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例に対する修正動議

議案第70号 取手市奨学金貸付条例の一部を改正する条例の一部を次のように修正する。

次の表の修正前の欄（議案第70号の改正後の欄）に掲げる規定を同表の修正後の欄に掲げる規定に下線で示すように修正する。

修正後	修正前
<p>(奨学生の資格)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 市内に<u>居住し、かつ、市税その他の諸納付金のうち規則で定めるものを滞納していない者(情状を考慮し規則で定めるものを除く。)</u>の子弟</p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>	<p>(奨学生の資格)</p> <p>第2条 奨学金の貸付けを受けることができる者(以下「奨学生」という。)は、次に該当するものでなければならない。</p> <p>(1) 市内に<u>居住し、かつ、市税その他の諸納付金のうち規則で定めるものを滞納していない者の子弟</u></p> <p>(2)から(4)まで (略)</p>